

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

入札番号	財産名称	所在地	貸付箇所 ※別紙参照	設置台数	貸付面積
①	北条スポーツセンター体育館	松山市大浦 86 番地 1	1 階ロビー内左	1 台	約 1,300 ミリ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²
②	北条スポーツセンター体育館	松山市大浦 86 番地 1	1 階ロビー内右	1 台	約 1,300 ミリ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²
③	北条スポーツセンター野球場	松山市大浦 86 番地 1	トイレ棟北側左	1 台	約 1,300 ミリ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²
④	北条スポーツセンター野球場	松山市大浦 86 番地 1	トイレ棟北側右	1 台	約 1,300 ミリ × 約 900 ミリ = 約 1.17 m ²

2 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

（ただし、令和 8 年 3 月 31 日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は、毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

（1）大きさ等

- ① 大きさ等 適宜、現場を確認し、「貸付面積」に収まる自動販売機を用意すること。
※原則として、北条スポーツセンター体育館（入札番号①、②）及び北条スポーツセンター野球場（入札番号③、④）は、それぞれ同一メーカーの自動販売機は併設しないこと。なお、自動販売機のメーカーは、入札番号順で決定する。
- ② スポーツ振興基金寄付金を独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し寄附する場合は、自動販売機にシンボルステッカーの表示を行うこと。

（2）環境対策

- ① 省エネ「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を

導入した機種とする。

- ② ノンフロン二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

- ① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの設置 原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。
- ② 回収ボックスの規格
- ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
- イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
- ウ その他 缶、ビン、ペットボトル等容器の素材別に回収できるものとし、収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収するものとする。

- ③ 使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成 7 年法律第 112 号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。
- ④ 施設側から商品の補充並びに使用済み容器の回収などの要望があった場合は、速やかに対応する。

4 販売商品の種類等

- (1) 種類 酒類を除く飲料とし、体育施設にふさわしい飲料を含むものとする。
- (2) 価格 標準販売価格(定価)以下とする。
- (3) 容器 ペーパーカップは、不可とする。(紙パック可)

5 使用料

~~自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき、算出した額とする。~~ ← R3.2.16 削除

~~松山市都市公園条例の規定に基づき算出した額とする。~~

6 売上手数料

当該自動販売機の毎月締め売上合計額に落札割合を乗じた金額とする。(1円未満の端数は切り捨てる。) なお、北条スポーツセンター野球場「トイレ棟北側右」に設置する自動販売機1台に関しては、売上手数料とは別に、毎月締め売上金(税抜価格)に1パーセントを乗じて得られた額に、消費税率及び地方消費税率の標準税率を乗じた額をスポーツ振興基金寄附金として独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し寄付するものとする。

7 電気料等

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により計測した使用料に基づき、算出した額とする。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。